

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令案参照条文

目次

○	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第一条関係）	1
○	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第二条関係）	1
○	道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）	4
○	建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）（第三条関係）	5
○	建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）	5
○	都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）（第四条関係）	6
○	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）	7
○	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第五条関係）	8
○	租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四百十三号）（抄）（第六条関係）	11
○	高速自動車国道法施行令（昭和三十一年政令第二百五号）（抄）（第七条関係）	12
○	地すべり等防止法施行令（昭和三十三年政令第四百十二号）（抄）（第八条関係）	13
○	下水道法施行令（昭和三十三年政令第四百七十七号）（抄）（第九条関係）	14
○	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）	19
○	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）（抄）（第十条関係）	19
○	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）（第十一条関係）	19
○	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）（抄）	20
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第十一条関係）	20
○	都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）（抄）（第十二条関係）	20
○	都市計画法（昭和四十二年法律第百号）（抄）	23
○	都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（抄）（第十三条関係）	24
○	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）（抄）（第十四条関係）	25
○	公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）（第十五条関係）	27
○	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）	28
○	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）（抄）	29

○	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）（抄）（第十六条関係）	29
○	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）（抄）（第十七条関係）	29
○	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）（抄）	30
○	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）（抄）（第十八条関係）	30
○	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（抄）（第十九条関係）	31
○	都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（第二十条関係）	32
○	マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）（抄）（第二十一条関係）	33
○	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第二十二条関係）	34
○	景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（抄）（第二十三条関係）	35
○	日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）（第二十四条関係）	35
○	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄）（第二十五条関係）	36
○	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）	36
○	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）	37
○	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令（平成十九年政令第二百四十九号）（抄）（第二十六条関係）	40
○	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（抄）	41
○	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（抄）（第二十七条関係）	41
○	空港法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百六十四号）（抄）（第二十八条関係）	42
○	内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）（抄）（第二十九条関係）	42
○	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第三条関係）	42

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）
（建築基準関係規定）

第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。
一（略）

十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第二項、第四十一条第二項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条（同法第五十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項並びに第五十三条第一項
十三（略）

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（都道府県等が行う国道の新設又は改築）

第一条（略）

2（略）

3 第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、法第十七条第三項の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「都道府県知事又は都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村の長又は指定市以外の市町村」と、同項第五号及び第六号中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

（指定市以外の市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新設等）

第一条の五 法第十七条第三項の政令で定める国道又は都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 道路の附属物であるさく、並木、街灯、自転車駐車場、電線共同溝又はベンチ若しくはその上屋の新設又は改築

（管理の特例の場合の読替規定）

第一条の六 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第五項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（法第十七条第一項の場合）	読み替える字句（法第十七条第二項の場合）
第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第	都道府県	指定市	指定市以外の市

五十三条第一項、第九十六条第二項	(略)	(略)	第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条	(略)	(略)
第二十五条第一項、第九十条第一項	(略)	都道府県又は	(略)	指定市又は	(略)
第九十四条第五項	(略)	都道府県である	(略)	指定市、都道府県又は指定市以外の市である	指定市以外の市、都道府県又は指定市である

2 法第十七条第三項の場合における同条第五項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	第十三条第四項	(略)	読み替える字句
都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理	修繕又は災害復旧	都道府県の	修繕	第十七条第三項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕
関係都道府県	都道府県以外の市町村の	指定市又は	当該指定市以外の市町村及び関係する都道府県、指定市又	指定市以外の市町村の	

		は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）
(略)	(略)	(略)
第六十四条第一項	連結料並びに 負担金は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	連結料、 負担金並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第十七条第四項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村
(略)	(略)	(略)

第四条の二 (略)

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第四項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 指定市以外の市町村が法第十七条第三項の規定により道路の附属物である電線共同溝の新設又は改築を行う場合において、道路管理者が当該電線共同溝について電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十三条第一項又は第十九条の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

(都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用)

第二十六条 (略)

2 第二十二条の規定は、法第十七条第三項の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合の費用の負担について準用する。

この場合において、第二十二条中「都道府県」とあるのは、「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、法第十七条第一項から第三項までの規定により指定市、指定市以外の市又は指定市以外の市町村の行う国道の新設又は改築に關する工事について準用する。この場合において、前条中「都道府県」とあるのは、それぞれ「指定市」、「指定市以外の市」又は「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

(道路に関する費用の補助額)

第二十八条 (略)

2 前項の規定は、法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村に対する国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は当該歩道の新設等に係る国道若しくは都道府県道の調査に要する費用に関する補助金の額について準用する。

(中間検査及び完了認定の申請)

第三十条 第二十五条の規定は、法第五十六条の規定による補助を受ける工事又は調査の中間検査又は完了認定の申請について準用する。この場合において、第二十五条第二項中「都道府県」とあるのは、「道路管理者又は法第十七条第三項の規定により国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に関する工事を行う指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

(道路の附属物)

第三十四条の三 法第二条第二項第八号の政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 ベンチ又はその上屋で道路管理者又は法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村が設けるもの

三 六 (略)

(事務の区分)

第三十八条の四 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 指定市以外の市町村が法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う者として国道に關し処理することとされている事務(第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。)

○ 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) (抄)
(管理の特例)

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内

に存する都道府県道の管理を行うことができる。

3 町村は、第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

4 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前三項の規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

5 (略)

6 第一項から第四項までの場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

（法第八条第八号の規定）

第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十一条第一項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第九十一条

四〇七 (略)

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十一号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

一〇七 (略)

八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若

しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
九〇十一（略）

○都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）

（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第一条 一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル以上とする。

（地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準）

第二条 地方公共団体が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて当該市町村又は都道府県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

一 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘクタールを標準として定めること。

二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準として定めること。

三 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、四ヘクタールを標準として定めること。

四 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分發揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 地方公共団体が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分發揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（国が設置する都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備の基準）

第三条 都市公園法（以下「法」という。）第三条第三項の政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準は、次の表のとおりとする。

（表略）

（許容建築面積の特例）

第六条 都市公園に次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、当該各号に定める当該都市公園の敷地面積に対する割合を限度として、法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。） 百分の十

二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物 百分の二十

イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物

ロ 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

2 都市公園に屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として法第四条第一項本文又は前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 都市公園に仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前二項に規定する建築物を除く。以下同じ。）を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として法第四条第一項本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

○都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）

（都市公園の設置基準）

第三条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

2・3 （略）

（公園施設の設置基準）

第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。）の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の二をこえてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲内でこれをこえることができる。

2 （略）

○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）

（料金により償うその他の道路の管理に要する費用の範囲）

第七条（略）

2（略）

3 法第十八条第一項又は第十九条第一項の許可に係る道路に係る法第二十三条第一項第三号の政令で定める費用は、次に掲げる費用の財源に充てるための地方債又は一時借入金の本元の償還及び利息の支払に要する費用とする。

一（三）（略）

（その他の道路に係る料金の額の基準）

第九条 前条に規定する会社管理高速道路及び道路以外の道路に係る法第二十三条第二項の政令で定める料金の額の基準は、次のとおりとする。

一（三）（略）

四 法第十八条第一項若しくは第四項又は第十九条第一項若しくは第四項の料金の額を定めようとするときには、当該道路の料金徴収総額が、料金の徴収期間において必要となる当該道路に係る第七条第三項の費用の額の合計額に見合う額とすること。

五 前各号の料金の額を定めた後、当該料金の徴収期間を通じて、次のイからニまで（法第十条第一項、第十一条第一項又は第十五条第一項の許可に係る道路にあつてはイ、ハ及びニ、法第十八条第一項又は第十九条第一項の許可に係る道路にあつてはイ及びハ。以下この号において同じ。）に掲げる額が、当該料金の額を定めようとするときにその算定の基礎とした当該イからニまでに定める額と著しく異なるものであること。

イ（二）（略）

六 法第二十四条第一項本文の規定により高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路を通行し、又は利用する車両（道路法第二条第五項に規定する車両をいう。以下同じ。）から徴収する料金の額は、道路の通行若しくは利用の距離若しくは時間の短縮、路面の改良、屈曲若しくは勾配の減少その他の道路の構造の改良又は通行若しくは利用の方法の変更に伴い、燃料費、油料費、タイヤ及びチューブ費、修繕費、償却費並びに乗務員の人件費その他の車両の運転費、輸送費、旅行費、荷役費、積卸費、包装費その他の道路の通行又は利用に要する費用について、少なくとも次に掲げる車両の種類ごとに算定する通常節約することができる経費の額を超えないものであること。

イ（リ）（略）

七（略）

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句 機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合
(略)	(略)	(略)	(略)
第十八条第一項	第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項若しくは第二項の規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	地方道路公社
(略)	決定して	決定し、第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項若しくは第二項の規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は	決定し、第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項若しくは第二項の規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は
(略)	(略)	(略)	(略)

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第八十五条第二項	都道府県道又は市町村道に	道路整備特別措置法第十八条第一項の許可に係る道路に
(略)	(略)	(略)
第八十五条第三項	道路の附属物の新設又は改築に	道路整備特別措置法第十八条第一項の許可に係る道路の附属物の新設又は改築に
(略)	(略)	(略)

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)

第十八条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
(略)	(略)	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合
第三十四条の三第二号	道路管理者又は法第十七条第三項会社	地方道路公社
(略)	(略)	(略)

	の規定により歩道の新設等を行う 指定市以外の市町村
--	------------------------------

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十四条の三第二号	道路管理者又は法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村	有料道路管理者

3 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法施行令の規定の適用については、同令第十九条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、同令第十九条の二第二項ただし書中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」という。）とするほか、次の表の第一欄に掲げる同令の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）第十三条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	(略)	(略)
第三十四条の三第二号	道路管理者又は法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村	国土交通大臣	会社

○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）
 （特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）
 第二十二條の七（略）

2 法第三十四条第二項第三号に規定する政令で定める場合は、土地等（同条第一項に規定する土地等をいう。以下この項において同じ。）が、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十七条第三項の規定により、市町村又は同法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構で同法第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うもの（公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により保有されているものに限る。））又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。以下この項において「機構」という。）に買い取られる場合（機構に買い取られる場合にあつては、次に掲げる要件を満たす場合に限る。）とする。

一～三 （略）

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）
第三十九条の四 （略）

2 （略）

3 法第六十五条の三第一項第三号に規定する政令で定める場合は、土地等（同項に規定する土地等をいう。以下この項において同じ。）が、都市緑地法第十七条第三項の規定により、市町村又は同法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構で同法第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うもの（公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。））であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。以下この項において「機構」という。）に買い取られる場合（機構に買い取られる場合にあつては、次に掲げる要件を満たす場合に限る。）とする。

一～三 （略）

4 （略）

○高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）
（道路法の規定の適用についての技術的読替え）
第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

第二十四条	第十二条、第十三条第三項、第十七条第三項又は第十九条から第二十二條まで	第二十一条若しくは第二十二條又は高速自動車国道法第八条
(略)	(略)	(略)

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)
第十三条 法第二十五条第一項の規定により道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十四条の三第二号	路管理者又は法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村	国土交通大臣
(略)	(略)	(略)

○地すべり等防止法施行令(昭和三十三年政令第一百十二号)(抄)
(都道府県に対する国の補助)

第十六条 国が法第四十六条の規定により補助する金額は、次の表の上欄に掲げる事業の種類ごとに、当該事業に要する費用の額(当該事業を行う者が土地改良法第三十六条第八項の農林水産省令で定める者から当該事業に要する費用の一部を徴収する場合又は同法第九十六条の四において準用する同法第三十六条第一項の農林水産省令で定める者から当該事業に要する費用に充てるため金銭を徴収する場合には、当該費用の額からその徴収する金額を差し引いて得た額)にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額又は都道府県が当該事業につき補助した金額のどちらか低い額とする。

区画整理	三分の一(前条に掲げる者の行う事業にあつては、百分の四十)
------	-------------------------------

暗きよ排水		三分の一（前条に掲げる者の行う事業にあつては、百分の四十）
農道の整備		
農道の整備に係る土地の傾斜度（以下「傾斜度」という。）が十五度未満である場合		百分の四十五
傾斜度が十五度以上である場合		百分の五十
かんがい排水施設及びため池の整備		百分の五十

2 北海道の区域内又は離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島の区域内において行う事業についての前項の規定の適用については、同項の表の下欄中「三分の一（前条に掲げる者の行う事業にあつては、百分の四十）」とあり、及び「百分の四十五」とあるのは、「百分の五十」とする。

○下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）（抄）

※下水道法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百三十二号）による改正前

（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）

第五条の三 法第七条（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第五条の七までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第五条の四 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第五条の六において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）にあつては、覆い又はさくを設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- 四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第五条の五 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 排水管の内径及び排水渠の断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- 二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- 三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- 四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- 五 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。
- 六 雨水吐（合流式の公共下水道又は流域下水道の排水施設で雨水の影響が大きい時に下水の一部を河川その他の公共の水域又は海域に放流するものをいう。以下同じ。）の構造は、次に掲げるところによること。
 - イ 雨水の影響が大きくない時においては当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に下水を放流しないように、及び雨水の影響が大きい時においては第六条第二項に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合させるため当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に放流する下水の量を減ずるよう、適切な高さの堰せきの設置その他の措置が講ぜられていること。
 - ロ 雨水吐からのきよう雑物の流出を最少限度のものとするように、スクリーンの設置その他の措置が講ぜられていること。
- 七 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第五条の六 第五条の四に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。以下この条において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- 二 水処理施設（汚泥以外の下水を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、第六条第一項第一号から第三号までに掲げる放流水の水質の技術上の基準に適合するよう下水を処理する性能を有する構造とすること。
- 三 前号に定めるもののほか、水処理施設は、次の表に掲げる計画放流水質の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる方法（当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方法を含む。）により下水を処理する構造とすること。

計 画		放 流		水 質		方 法
一〇以下	生物化学的酸素要求量(単位 一リットルにつき五日 間にミリグラム)	一〇以下	窒素含有量(単位 一リッ トルにつきミリグラム)	〇・五以下	りん 含有量(単位 一リット ルにつきミリグラム)	
一〇を超え二〇以下		一を超え三以下		〇・五を超え一以下		
一を超え三以下	一以下					嫌気無酸素好気法(有機物を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(有機物を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法
						嫌気無酸素好気法(有機物を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(有機物を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法
						嫌気無酸素好気法(有機物を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(有機物を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法
						嫌気無酸素好気法(有機物を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(有機物を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法

めるものをいう。

(適用除外)

第五条の七 前三条の規定は、次に掲げる公共下水道又は流域下水道については、適用しない。

一 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道又は流域下水道

二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道又は流域下水道

(放流水の水質の技術上の基準)

第六条 法第八条（法第二十五条の十において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

一（三）（略）

四 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量 第五条の六第二項に規定する計画放流水質に適合する数値

2（4）（略）

(終末処理場の維持管理)

第十三条 法第二十一条第二項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

一 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

二 沈砂池又は沈殿池のどろろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

三 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

四 前三号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。

(都市下水路の構造の技術上の基準)

第十七条の九 第五条の四、第五条の五（第六号及び第七号に係る部分を除く。）及び第五条の七の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造に関して必要な技術上の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の技術上の基準)

第十八条 法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の維持管理に関して必要な技術上の基準は、次のとおりとする。

一 しゅんせつは、一年に一回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

二 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、一月に一回以上行うこと。

○下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

（構造の基準）

第七条 公共下水道の構造は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

（放流水の水質検査等）

第二十一条（略）

2 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。

（準用規定）

第二十五条の十 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

（管理の基準等）

第二十八条（略）

2 都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準は、政令で定める。

○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三号）（抄）

（権限の委任）

第五条 法第四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）
（他の法令の準用）

第十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。

一（略）

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密

集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）
第四十三条第三項、第五十八条の二第二項第三号及び第五十八条の六第一項

三〇十六（略）

2（略）

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）（抄）

（他の法令の準用）

第三十六条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び政令で定めるその他の法令の適用については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関又は地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）

（鉄道施設の貸付け等の基準）

第五条 法第十三条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の貸付けで独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が行うものは、次に掲げるものとする。

一〇三（略）

2・3（略）

（他の法令の準用）

第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇九（略）

十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第三項、第五十八条の二第二項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項

十一〇三十（略）

2（略）

○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第二条）

第二章 都市計画

第一節 都市計画の内容(第三条―第八条)

第二節 都市計画の決定等(第九条―第十八条)

第三章 都市計画制限等

第一節 開発行為等の規制(第十九条―第三十六条)

第一節の二 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制(第三十六条の二・第三十六条の三)

第二節 都市計画施設等の区域内における建築の規制(第三十七条―第三十八条の三)

第三節 地区計画の区域内における建築等の規制(第三十八条の四―第三十八条の七)

第四節 遊休土地転換利用促進地区内における土地利用に関する措置等(第三十八条の八―第三十八条の十)

第四章 都市計画事業(第三十九条・第四十条)

第五章 雑則(第四十一条―第四十六条)

附則

(都道府県が定める都市計画)

第九条 法第十五条第一項第五号の広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内の法第八条第一項第一号、第二号の三又は第二号の四に掲げる地域地区

イ 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)第二条第三項に規定する都市整備区域

ニ 指定都市の区域

二 風致地区で面積が十ヘクタール以上のもの

三 特別緑地保全地区(首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一百一号)第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全地域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三百三号)第六条第二項の近郊緑地特別保全地区(第十二条第三号において「近郊緑地特別保全地区」という。)を除く。)で面積が十ヘクタール以上のもの

2 法第十五条第一項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる道路

イ (略)

ロ その他の道路で、車線の数が四以上のもの又は自動車専用道路であるもの

二 (略)

三 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三百三十六号)第二条第五項に規定する一般自動車ターミナル

四 (略)

五 公園、緑地、広場又は墓園で、面積が十ヘクタール以上のもの

六 〇九 (略)

十 大学又は高等専門学校

十一 集団住宅が二千戸以上の一団地の住宅施設

十二・十三 (略)

十四 防潮の施設

(法第十五条第一項第六号の政令で定める小規模な土地区画整理事業等)

第十条 法第十五条第一項第六号の政令で定める小規模な土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業は、それぞれ次に掲げるものとする。

一 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業で施行区域の面積が五十ヘクタールを超えないもの

二 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業で施行区域の面積が三ヘクタールを超えないもの

三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業で施行区域の面積が二十ヘクタールを超えないもの

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。)による防災街区整備事業で施行区域の面積が三ヘクタールを超えないもの

第十九条 (略)

2 都の区域(特別区の存する区域に限る。)及び市町村でその区域の全部又は一部が次に掲げる区域内にあるものの区域についての前項の表市街化区域の項の規定の適用については、同項中「千平方メートル」とあるのは、「五百平方メートル」とする。

一 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

二 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

三 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域

(適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物)

第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 〇五 (略)

六 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をす
るものに限る。)の用に供する施設である建築物又は自動車ターミナル法第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルを構成する建築物

七 〇三十 (略)

第二節 都市計画施設等の区域内における建築の規制

(公告の方法等)

第四十二条 (略)

2 国土交通大臣、都道府県知事(法第五十五条第四項の規定により、法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、その者)、施行予定者又は施行者は、法第六十条の二第二項、第五十七条第一項、第五十二条の三第一項(法第五十七条の四において準用する場合を含む。)、又は第六十六条の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を施行予定者が定められている都市計画施設の区域等、事業予定地、市街地開発事業等予定区域の区域又は事業地内の適当な場所に掲示しなければならない。

3 都道府県知事は、法第八十一条第二項の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示しなければならない。

(一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設)

第四十四条の二 法第八十七条の二第一項の一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものは、第九条第二項各号に掲げる都市施設のうち、次に掲げるものとする。

一 道路法第三条の高速自動車国道若しくは一般国道、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第一項第四号に規定する首都高速道路若しくは阪神高速道路又は道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第十二条第一項に規定する指定都市高速道路

二(略)

(大都市等に関する特例)

第四十五条 指定都市において、法第八十七条の三の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の三十八に定めるところによる。

2 中核市において、法第八十七条の三の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の十七に定めるところによる。

3 特例市において、法第八十七条の三の規定により、特例市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十に定めるところによる。

(都に関する特例)

第四十六条 法第八十七条の四第一項の政令で定める都市計画は、法第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるものに関する都市計画とする。

一(略)

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号) (抄)

(都市計画を定める者)

第十五条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

一〇四 (略)

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

六 市街地開発事業（政令で定める小規模な土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業を除く。）に関する都市計画

七 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画
254 (略)

(建築等の規制)

第五十八条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。

2 (略)

第八十七条の二 指定都市の区域においては、第十五条第一項の規定にかかわらず、同項第四号から第七号までに掲げる都市計画（一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものを除く。）は、指定都市が定める。

258 (略)

(大都市等の特例)

第八十七条の三 第二十六条、第二十七条、第三章（第一節を除く。）及び第六十五条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市等においては、政令で定めるところにより、当該指定都市等が処理する。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(政令への委任)

第八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第八十八条の二 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

○都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（抄）

(土地区画整理事業との一体的施行について法を適用する場合の読替え)

第四十六条の十五 法第百十八条の三十一第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定

読み替えられるべき読み替える字句

字句

(略)	(略)	(略)
第六十六条第七項	(略) 附加増置 ((略) 附加増置 (工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の附加増置にあつては、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する工作物又は物件であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地に移転し、又は除却すべきもの (以下「施行地区内の特定仮換地への移転工作物等」という。) の新築、改築、増築若しくは大修繕又は附加増置を含み、
(略)	(略)	(略)

第四十九条 施行者は、法第百三十三条第一項の認可を申請し、又は同項の協議を申し出ようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の要旨を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

(大都市等の特例)

第五十一条 指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市 (以下この条において「中核市」という。) 及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市 (以下この条において「特例市」という。) において、法第百三十七条の規定により、指定都市、中核市又は特例市の長が行う事務は、法第七条の四第一項、法第七条の五から第七条の七まで、法第六十条第一項、法第六十一条第一項、法第六十二条第一項及び第二項、法第六十六条、法第九十八条第二項 (法第百十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。) 及び第三項並びに法第七章の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。

○風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令 (昭和四十四年政令第三百十七号) (抄)
 (地方公共団体の条例)

第二条 都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例は、面積が十ヘクタール以上の風致地区に係るものにあつては都道府県 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (以下単に「指定都市」という。) の区域においては、指定都市) が、その他の風致地区に係るものにあつては市町村 (都の特別区を含む。以下同じ。) が定めるものとする。
 (行為の制限)

第三条 風致地区内においては、次に掲げる行為は、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事 (指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市 (以下単に「中核市」という。) 及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市 (以下単

に「特例市」という。)にあつては、それぞれその長。以下同じ。) 、その他の風致地区にあつては市町村の長の許可を受けなければならないものとする。ただし、都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。

一〇六 (略)

七 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積

八 (略)

2 国、都道府県又は市町村(面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては、国、都道府県、指定都市、中核市、特例市又は地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこの政令の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村。以下この項において「国等」と総称する。)の機関が行う行為については、前項の許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事、その他の風致地区にあつては市町村の長に協議しなければならないものとする。

3 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第一項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事、その他の風致地区にあつては市町村の長にその旨を通知しなければならないものとする。

一 国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行なう農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為(都市の風致の維持上支障があると認めて条例で定めるものを除く。)

二 (略)

(許可の基準)

第四条 都道府県知事又は市町村の長は、前条第一項各号に掲げる行為で次に定める基準(第一号イ、ロ若しくはハ又は第四号イ若しくはハ(二))に掲げる基準にあつては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの基準による必要がないと認められる場合を除く。)及びその他の都市の風致を維持するため必要なものとして条例で定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

一〇三 (略)

四 宅地の造成等については、次に該当するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 一ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(1) (略)

(2) 都市の風致の維持上特に重要な森林で、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事、その他の風致地区にあつては市町村の長があらかじめ指定したものの伐採

ニ (略)

五 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

イ 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

ロ (略)

六 木竹の伐採のうち森林の皆伐については、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が一ヘクタールをこえないこと。

七 (略)

八 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

○公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号) (抄)

(法第四条第一項の政令で定める土地及び規模)

第二条 法第四条第一項第二号ニに規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十九条第一項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物に係る地域内に所在する土地で、都道府県知事が指定し、総務省令・国土交通省令で定めるところにより公告したもの
二(五) (略)

2 (略)

(法第四条第二項の政令で定める法人、事業、規模及び要件)

第三条 (略)

2 (略)

3 法第四条第二項第九号に規定する政令で定める規模は、二百平方メートルとする。ただし、当該地域及びその周辺の地域における土地取引等の状況に照らし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため特に必要があるときは、都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の区域内にあつては、当該指定都市又は中核市)は、条例で、区域を限り、百平方メートル(密集市街地における防災

街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区の区域（次条において「防災再開発促進地区の区域」という。）内にあつては、五十平方メートル）以上二百平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

4 (略)

(法第五条第一項の政令で定める規模)

第四条 法第五条第一項に規定する政令で定める規模は、二百平方メートルとする。ただし、当該地域及びその周辺の地域における土地取引等の状況に照らし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため特に必要があると認められるときは、都道府県知事は、都道府県の規則で、区域を限り、百平方メートル（防災再開発促進地区の区域内にあつては、五十平方メートル）以上二百平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

(他の法令の準用)

第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、中核市が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十八 (略)

2・3 (略)

○公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）

(土地を譲渡しようとする場合の届出義務)

第四条 次に掲げる土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるもの（次号に規定する土地区画整理事業以外の土地区画整理事業を施行する土地の区域内に所在するものを除く。）

イハ (略)

ニ イからハまでに掲げるもののほか、これらに準ずる土地として政令で定める土地

三六 (略)

2 前項の規定は、同項に規定する土地で次の各号のいずれかに該当するものを有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

一〇八 (略)

九 その面積が政令で定める規模未満のものその他政令で定める要件を満たすものであるとき。

3 (略)

(地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出)

第五条 前条第一項に規定する土地その他都市計画区域内に所在する土地(その面積が政令で定める規模以上のものに限る。)を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、都道府県知事に対し、同項の規定に準じ主務省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、その旨を申し出ることができる。

2 (略)

○文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)(抄)

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2〇6 (略)

○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(昭和五十年政令第三百六号)(抄)

第四十三条 施行者は、法第百条第一項後段の認可を申請し、又は同項の協議を申し出ようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の要旨を都府県知事に提出しなければならない。

2 個人施行者又は住宅街区整備組合は、前項の規定により意見書の要旨を都府県知事に提出するときは、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

○特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百五十五号)(抄)

(航空機騒音対策基本方針)

第三条 航空機騒音対策基本方針は、次に掲げるところに従つて定めるものとする。

一 特定空港の設置者が当該都道府県知事に示した航空機騒音影響度レベルが七十五以上である地域を基準として航空機騒音障害防止地区とすべき地域を定め、当該航空機騒音影響度レベルが八十以上である地域を基準として航空機騒音障害防止特別地区とすべき地域を定めること。

二 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配慮するとともに、当該地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、適正かつ合理的な土地利用に関する事項及び当該地域の振興を図るための施設の整備に関する事項を定めること。

2 (略)

（法第三条第二項第三号の政令で定める施設）

第四条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設
- 二 生活環境施設
- 三 産業基盤施設
- 四 国土保全施設
- 五 スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- 六 その他地域の振興に寄与する施設

○特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）（抄）

（航空機騒音対策基本方針）

第三条 都道府県知事は、前条第二項の規定による要請があつたときは、政令で定めるところにより、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及びこれと一体的に土地利用を図るべき地域について、航空機騒音対策基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の位置及び区域に関する基本的事項
- 二 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配慮した土地利用に関する基本的事項
- 三 航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であつて政令で定めるものの整備に関する事項

3 8（略）

○地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）（抄）

（拠点整備促進区域内における都道府県知事の許可を要しない行為）

第五条 法第二十一条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う土地の形質の変更
- 二 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）の新築、改築又は増築
- 三 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更
- 四 現に農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更又は物置、作業小屋その他これらに類する建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）の新築、改築若しくは増築（新築若しくは改築に係る部分の床面積又は増築後の床面積の合計が九十平方メートル

ル以下であるものに限る。)

(大都市等の特例)

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)、及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下この条において「特例市」という。)(においては、法第三章第一節の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務のうち法第十九条第四項の事務以外の事務は、指定都市、中核市又は特例市の長が行う。)

(公益的施設の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準)

第十条 法第二十八条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を拠点整備土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の拠点整備土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

(事務所、営業所その他の業務施設の集積の程度が特に著しく高い地域)

第十一条 法第三十三条第一項の政令で定める地域は、東京都の特別区の存する区域とする。

(移転計画の記載事項)

第十二条 法第三十三条第二項第六号の政令で定める事項は、移転に伴う取引関係の変更に関する事項とする。

(地方住宅供給公社法施行令を適用する場合の読替)

第十三条 法第四十七条第一項の規定により設立された地方住宅供給公社については、地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第九十八号)第二条第一項中「、市のみが設立したものにあっては当該市と、その他のものにあっては都道府県」とあるのは、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十七条第一項の政令で定める市」とする。

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成九年政令第三百二十四号)(抄)

第五十一条 施行者は、法第二百七十七条第一項の認可を申請し、又は同項の協議を申し出ようとするときは、併せて前条第二項の規定により提出された意見書の要旨を提出しなければならない。

(大都市等の特例)

第五十九条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)、及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下この条において「特例市」という。)(において、法第三百八条の規定により指定都市、中核市又は特例市の長が行う事務は、法第五章第三節、第百九十一条第一項及び第百九十二条第一項、法第百九十三条において準用する都市再開発法第六十二条第一項及び第二項、法第百九十七条、第百三十三条第二項及び第三項並びに第百八十三条第一項並びに同条第三項において準用する都市計画法第八十一条第一項から第三項まで及び第八十二条第一項の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十三年十月十九日政令第三百二十一号）による改正前）

（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）

第九条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第十五条第一号ニにおいて「指定都市」という。）にあつては、第一号イ（二）又はハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に關する都市計画）とする。

一 次に掲げる都市施設

イ 次に掲げる道路（自動車専用道路を除く。）

(1)・(2) (略)

(3) その他の道路で、車線の数が四以上のもの

ロ 公園、緑地又は広場で、面積が十ヘクタール以上のもの

ハ (略)

二 次に掲げる市街地開発事業

イ・ニ (略)

（市町村が行うことができる国道又は都道府県道の維持又は修繕）

第十一条 法第四十六条第八項の政令で定める国道又は都道府県道の維持又は修繕は、前条第一号に規定する車線の維持又は修繕とする。

（市町村が決定又は変更を要請することができる都市計画）

第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市計画とする。

一 (略)

二 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第九条第一項第一号イからニまでに掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内における都市計画法第八条第一項第一号の用途地域、同項第二号の三の特例容積率適用地区又は同項第二号の四の高層住居誘導地区

三 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区で、面積が十ヘクタール以上のもの

四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の緑地保全地域及び同法第十二条第一項の特別緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区以外のもの）にあつては、面積が十ヘクタール以上のものに限る。）

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模）

第十五条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 次に掲げる区域内における都市開発事業（次号及び第三号に掲げる都市開発事業を除く。） ○・五ヘクタール

イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域

ニ 指定都市の区域

二 前号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業の整備事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（都市再生整備計画の区域内において、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の整備事業区域の面積の合計が〇・五ヘクタール以上となる場合における当該都市開発事業（次号に掲げる都市開発事業を除く。）

三 第一号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十項に規定する認定基本計画において同条第二項第四号に掲げる事項として定められた都市開発事業

四 第一号イからニまでに掲げる区域以外の区域内における都市開発事業

〇・二ヘクタール

〇マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）（抄）

目次

第一章（第三章）（略）

第四章 雑則（第三十条―第三十二条）

附則

（個人施行者の選任する審査委員）

第十六条 第十四条の規定は、個人施行者が選任する審査委員について準用する。この場合において、同条第三項中「総会の議決を経て」とあるのは、「都道府県知事の承認を受けて」と読み替えるものとする。

第二十四条 施行者は、法第九十四条第一項又は第三項の認可を申請しようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の要旨を都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県知事の行う解任の投票）

第二十六条 （略）

2 第七条第二項から第四項まで及び第八条から第十一条までの規定は、前項の解任の投票について準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条第一項」と、同項、第八条第四項、第九条第一項、第十条第二項並びに第十一条第二項及び第三項中「組合」とあるのは「都道府県知事」と、第七条第三項中「組合は」とあるのは「都道府県知事は」と、同条第四項及び第十一条第一項中「組合に」とあるのは「都道府県知事に」と、第八条第八項から第十一項までの規定及び第十条第一項中「理事長」とあるのは「都道府県知事が指名するその職員」と読み替えるものとする。

（大都市等の特例）

- 一〇八 (略)
- 九 都市計画法第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三四条の二第一項 (同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)、第四十二条第二項 (同法第五十二条の第二項 (同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二八十三条第三項において準用する場合を含む。)、第四十条第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並に第八十条第一項
十〇三十一 (略)
- 2 (略)

○景観法施行令 (平成十六年政令第三百九十八号) (抄)

(景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画)

第六条 法第八条第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。

- 一 道路整備特別措置法 (昭和三十一年法律第七号) 第三条第一項の許可に係る新設若しくは改築に係る工事の内容、同法第十条第一項若しくは第十八条第一項の許可に係る工事の区間及び工事方法又は同法第十二条第一項の許可に係る工事实施計画

二 (略)

三 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 (昭和四十一年法律第四十五号) 第四条第一項の特定交通安全施設等整備事業の実施計画
四〇十 (略)

十一 土地改良法第七条第一項若しくは第九十五条第一項の認可若しくは同法第九十六条の二第一項の同意に係る土地改良事業計画又は同法第八十七条第一項若しくは第八十七条の二第一項の土地改良事業計画
十二〇十六 (略)

○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令 (平成十七年政令第二百三号) (抄)
(管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え)

- 2 (略)
- 3 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法施行令 (昭和二十七年政令第四百七十九号) の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法施行令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

第三十四条の三第二号

道路管理者又は法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村

管理有料高速道路
承継会社

○地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）

（市町村の長が特定優良賃貸住宅関係事務を行うこととする場合における手続等）

第三条 都道府県知事は、法第十一条の規定により、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）の規定又は法第十三条の規定によりその権限に属する事務であつて、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市を除く。以下同じ。）が作成した地域住宅計画に記載された特定優良賃貸住宅の整備に関する事業に係るもの（以下「特定優良賃貸住宅関係事務」という。）を当該市町村の長が行うこととする場合には、当該市町村の長が行うこととする特定優良賃貸住宅関係事務の内容を明らかにして、当該市町村の長が当該特定優良賃貸住宅関係事務を行うこととするについて、あらかじめ当該市町村の長の同意を求めなければならない。

2 市町村の長は、前項の規定により都道府県知事から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

3 都道府県知事は、法第十一条の規定により特定優良賃貸住宅関係事務を市町村の長が行うこととした場合においては、直ちに、その内容を公示しなければならない。

4 法第十一条の規定により特定優良賃貸住宅関係事務を市町村の長が行ったときは、当該市町村の長は、都道府県知事に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。

5 法第十一条の規定により特定優良賃貸住宅関係事務を市町村の長が行うこととした場合においては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定又は法第十三条の規定中当該特定優良賃貸住宅関係事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村の長に関する規定として市町村の長に適用があるものとする。

○地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）

（特定優良賃貸住宅法の規定による事務の市町村長による実施）

第十一条 都道府県知事は、特定優良賃貸住宅法の規定又は第十三条の規定にかかわらず、これらの規定によりその権限に属する事務であつて、市町村が作成した地域住宅計画に第六条第三項の規定により記載された特定優良賃貸住宅の整備に関する事業に係るものについては、政令で定めるところにより、当該市町村の長が行うこととすることができる。

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第十三条 第六条第七項の規定により地域住宅計画に配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する事項を記載した地方公共団体の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者（第三項において「認定事業者」という。）は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を当該地域住宅計画に記載された配慮入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第十三条第二項の規定」とする。

○特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）

（目的）

第一条 この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（供給計画の認定）

第二条 賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者（地方公共団体を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該賃貸住宅の建設及び管理に関する計画（以下「供給計画」という。）を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

2 供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 賃貸住宅の位置
- 二 賃貸住宅の戸数
- 三 賃貸住宅の規模、構造及び設備
- 四 賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画
- 五 賃貸住宅の入居者の資格に関する事項
- 六 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項
- 七 賃貸住宅の管理の方法及び期間
- 八 その他国土交通省令で定める事項

（認定の基準）

第三条 都道府県知事は、前条第一項の認定（以下「計画の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

- 一 賃貸住宅の戸数が国土交通省令で定める戸数以上であること。
- 二 賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 四 賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものであること。
 - イ 所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があるもの
 - ロ イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として国土交通省令で定めるもの
- 五 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。
- 六 賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。
- 七 賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 八 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。
 - （計画の認定の通知）
- 第四条 都道府県知事は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係市町村長（特別区の長を含む。）に通知しなければならない。
 - （供給計画の変更）
- 第五条 計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた供給計画（以下「認定計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。
 - 2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。
 - （特定優良賃貸住宅の管理）
- 第六条 国土交通大臣は、認定計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に基づき建設される賃貸住宅（以下「特定優良賃貸住宅」という。）の管理が適正に行われるよう、認定事業者が特定優良賃貸住宅の管理を行うに当たって配慮すべき事項を定め、これを公表するものとする。
- 第七条 地方公共団体は、認定事業者に対し、特定優良賃貸住宅の管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。
 - （報告の徴収）
- 第八条 都道府県知事は、認定事業者に対し、特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況について報告を求めることができる。
 - （地位の承継）
- 第九条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から特定優良賃貸住宅の敷地の所有権その他当該特定優良賃貸住宅の建設及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。
 - （改善命令）
- 第十条 都道府県知事は、認定事業者が認定計画に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対

し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第十一条 都道府県知事は、認定事業者が前条の規定による処分違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 第四条の規定は、都道府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(建設に要する費用の補助)

第十二条 地方公共団体は、認定事業者に対して、特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(建設に要する費用の補助を受けた特定優良賃貸住宅の家賃)

第十三条 認定事業者は、前条第一項の規定による補助に係る特定優良賃貸住宅の認定管理期間(認定計画に定められた管理の期間をいう。以下同じ。)における家賃について、当該特定優良賃貸住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参酌して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

2 前項の特定優良賃貸住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があった場合として国土交通省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定優良賃貸住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

第十四条 認定事業者が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)第二条第二項の政令で定める都市計画区域内に係る市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化区域をいう。)の区域内にある農地(採草放牧地を含む。)を転用し、その土地に特定優良賃貸住宅を建設する場合においては、当該特定優良賃貸住宅が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法第二条第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであっても、その規模、構造及び設備が同項の国土交通省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

(家賃の減額に要する費用の補助)

第十五条 地方公共団体は、認定事業者が、認定管理期間において、入居者の居住の安定を図るため特定優良賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、当該認定事業者に対し、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮)

第十六条 独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、特定優良賃貸住宅の建設が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

(資金の確保等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定優良賃貸住宅の建設のために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(地方公共団体による賃貸住宅の建設)

第十八条 地方公共団体は、その区域内において特定優良賃貸住宅その他の第三条第四号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅が不足している場合においては、その建設に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が、第三条の基準に準じて国土交通省令で定める基準に従い賃貸住宅の建設及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

3 国は、地方公共団体が、前項の国土交通省令で定める基準に従い建設及び管理をされる賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため当該賃貸住宅の家賃を減額する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

(大都市等の特例)

第十九条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)においては、当該指定都市又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

(罰則)

第二十条 第十二条第一項の規定による補助を受けた認定事業者が、当該補助に係る特定優良賃貸住宅についての第十条の規定による都道府県知事の処分違反したときは、三十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第十三条第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令(平成十九年政令第二百四十九号)(抄)

(民間事業者が計画の認定を申請することができる拠点施設の整備に関する事業の規模)

第二条 法第七条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる拠点施設の整備に関する事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。

一 (略)

二 前号イからニまでに掲げる区域における拠点施設の整備に関する事業であつて、当該拠点施設の整備に関する事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の拠点施設の整備に関する事業で次のイからハまでのいずれにも該当するものが施行され、又は施行されること
が確実であると見込まれ、かつ、これらの拠点施設の整備に関する事業の事業区域の面積の合計が〇・五ヘクタール以上となる場合における

当該拠点施設の整備に関する事業 ○・二五ヘクター

イ (略)

ロ 基本方針のうち第四条第二項第二号に掲げる事項及び広域的地域活性化基盤整備計画のうち当該重点地区の区域に係る第五条第二項第二号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

ハ (略)

三 (略)

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号) (抄)

(広域的地域活性化基盤整備計画)

第五条 (略)

2 広域的地域活性化基盤整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 (略)

二 拠点施設に関する事項(前号の目標を達成するために拠点施設の整備を特に促進することが必要な場合にあつては、その拠点施設に関する事項及び重点地区の区域)

三 第一号の目標を達成するために必要な拠点施設関連基盤施設整備事業に関する事項

四 前号の拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業又は事務(以下「事業等」という。)に関する事項

五・六 (略)

3 10 (略)

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令(平成二十年政令第三百三十七号) (抄)

(認定市町村の長が都市緑地法の規定による事務を行うこととする場合における手続等)

第八条 都道府県知事は、法第二十九条第一項の規定により同項に規定する事務を認定市町村の長が行うこととする場合には、当該認定市町村の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の長がその事務を行うこととするに付いて、あらかじめ、当該認定市町村の長の同意を求めなければならない。

2 認定市町村の長は、前項の規定により都道府県知事から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

3 都道府県知事は、法第二十九条第一項の規定により同項に規定する事務を認定市町村の長が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を公示しなければならない。

4 認定市町村の長は、法第二十九条第一項の規定により同項に規定する事務を行ったときは、都道府県知事に対し、その旨及びその内容を報告

するものとする。

○空港法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百六十四号）（抄）

附則

1（略）

2 第一条の規定による改正後の空港法施行令第七条の規定は、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第四項において準用する空港法第二十三条の規定に基づく条例について準用する。この場合において、同令第七条第一号中「設置し、及び管理する」とあるのは、「管理する」と読み替えるものとする。

○内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）（抄）

内閣府設置法第四条第三項第七号の政令で定める事業又は事務は、次に掲げるものとする。

一～六（略）

七 次に掲げる事業又は事務のうち、内閣総理大臣が国土交通大臣と協議して定めるもの

イ～ワ（略）

カ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第十九条第二項に規定する広域的地域活性化基盤整備計画に記載された同法第五条第二項第三号及び第四号の事業等のうち、同法第十九条第二項の規定による交付金の交付の対象となるもの

ヨ～レ（略）

八（略）

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係）

備考（略）

政令	事務
(略)	(略)

マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）

第一条、第二条（第十五条において準用する場合を含む。）、第四条第四項及び第二十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務

(略)

(略)